

## 第 98 回倫理委員会議事要旨（2025 年 7 月 9 日）

### I 日時：

2025 年 7 月 9 日（水）13:00～15:00

### II 場所：

公認会計士会館 2 階 203 会議室及びオンライン会議

### III 出席者：

#### ○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石井哲也、市川充（※）、佐々野未知、友野敦史、林隆敏（※）、林祐樹（※）、三宅周兵、矢萩由紀子（※）、吉村智明、井村知代（※）（オブザーバー）

#### ○ 日本公認会計士協会

茂木哲也（会長）、後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

### IV 議事要旨：

#### ◆ 協議事項

##### 1. サステナビリティに関する倫理規則改正について

担当副委員長から、2025 年 1 月に国際会計士倫理基準審議会（The International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）から公表されたサステナビリティ報告・保証業務に関する IESBA 倫理規程改訂を受けた倫理規則の改正に係る論点について、2025 年 6 月 25 日に開催された第 15 回倫理委員会有識者懇談会における意見への対応も含めた説明がなされた。

#### 【主なご意見】

- 当協会の倫理規則が、会員だけではなく公認会計士ではないサステナビリティ保証業務の実施者にも適用される場合、会員外の関係者との認識合わせが十分でないまま公開草案を出してしまうと、事後的に弊害が生じるおそれがあるのではないか。

（ご意見への回答）

- まだどのような制度になるかが未確定の段階であり、サステナビリティ保証業務の実施者が公認会計士又は監査法人に限られるのかどうかについても不透明である。日本公認会計士協会の倫理規則は、会員・準会員に対する規則であることから、当協会の会員のみ適用されることを想定して規定を作成している。

- 会員向けに作成した場合と、会員外の者にも適用されることを想定して作成する場合とで、内容にどの程度の差が生じるのか。

(ご意見への回答)

- 規定の内容について大きな変更が必要になることはないと考えているが、当協会の会員に対して適用することを想定した表現にしている箇所について、読替えが必要になる可能性がある。

- サステナビリティ保証業務について、今後の制度の議論が進む中で公認会計士又は監査法人以外の者も業務を行うことが可能になった場合、倫理規則の側面からどのような対応を行う予定なのか。

(ご意見への回答)

- 当協会は、会員が遵守すべき倫理規則を第一に作成する必要があると考えている。制度上、会員以外の業務実施者も保証業務を行うことになった場合、その倫理基準は当協会の所管とはならず、別の団体から公表することが考えられる。現時点では制度が決まっていないため、今後その状況を踏まえながら対応したい。

- 海外では、職業会計士以外の者がサステナビリティ保証業務を行う場合、その者に IESBA 倫理規程を遵守させるような事例はあるか。

(ご意見への回答)

- 対応は法域によって異なる。中には規制当局が法令等の一部として IESBA 倫理規程に相当する規定の遵守を業務実施者に求めている法域もある。そのような場合、職業会計士以外の者に倫理規程を守らせることは、職業会計士団体が自主規制として倫理規程を制定している場合と比較して容易であると考えられる。

- サステナビリティ報告及び保証制度に関する法律がまだ整備されておらず、施行日も決まっていない段階で、倫理規則の策定を進めていくことについて問題はないか。あとから法令や制度との不整合が生じるおそれはないか。

(ご意見への回答)

- 施行日については未定であるが、時価総額が3兆円以上の企業については、既に金融庁からサステナビリティ報告及び保証の義務化に関するロードマップが示されているため、それに合わせて倫理規則の作成も進めているところである。

## 2. 外部の専門家の作業の利用に関する倫理規則改正について

担当副委員長から、2025年1月に IESBA から公表された外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程改訂を受けた倫理規則の改正に係る論点について、2025年6月25日に開催された第15回倫理委員会有識者懇談会における意見への対応も含めた説明がなされた。

### 【主なご意見】

- 外部の専門家の作業を利用する際に評価が求められる CCO (Competence, Capability, Objectivity) の訳について、規定の文脈を踏まえると、「competence」は専門能力、「capability」は実行力や実行可能性と訳すことがよいのではないかと。現時点の案では、「competence」は適性と訳されているが、一般的に適性は、素質や向き不向きといったイメージを想起させるため、専門能力がよいと考える。
- CCO の訳について、品質管理基準報告書や監査基準報告書における訳出と合わせるのではなく、倫理規則の基本原則を想起させるような訳がよいのではないかと。「competence」は専門能力、「capability」は実行力や実行可能性と訳すことに同意する。
- CCO の訳について、品質管理基準報告書や監査基準報告書との整合性の観点から同じ言葉を使うべきかどうかは悩ましい問題である。どのような訳にするとしても説明をしっかりと行う必要があるのではないかと。
- 英文を訳す際の考え方には、同じ英語には同じ日本語で表現した方がよいという考え方と、同じ英語でも文脈によって日本語を変えた方がよいという考え方がある。CCO の訳を考えるに当たっては、文脈によって言葉を使い分けた方がよいのではないかと。そのため、「competence」を、基本原則の職業的専門家としての能力に相当する「professional competence」と同じ訳にすることにこだわる必要はないと考える。また、「capability」については、対応力や適応力と訳すこともよいのではないかと。「competence」はそもそもの能力であり、「capability」はそれを発揮する能力であると考えられるので、その点を踏まえて訳を決めるとよい。

(ご意見への回答)

- ご意見を踏まえ、検討させていただきたい。

- なぜ外部の専門家の評価に CCO の考え方を採用するのかという疑問がある。専門家の倫理というと、「誠実性 (integrity)、独立性、品位保持」が取り上げられることが多い。今回「integrity」がないが、誠実性や公正性といった言葉があってもよいのではないかと。
- CCO と独立性の違いは何かという疑問を持った。会員が見たときに、なぜ独立性ではなく CCO を求めるのかという疑問に答える規定になっていないのではないかと。
- 外部の専門家が必要な「competence」を有しているかどうかを評価する際に関連する要因に、なぜ「倫理」という言葉が入っていないのか疑問を持った。例えば、「外部の専門家の適性に関して、規制団体又はその他の規制当局によって懲戒処分が公表されているかどうか。」については、「外部の専門家の適性に関して、規制団体又はその他の規制当局によって倫理基準の違反に対する懲戒処分がなされ、そのことが公表されているかどうか」等としてもよいのではないかと。

(ご意見への回答)

- ご意見を踏まえ、検討させていただきたい。

- 外部の専門家の客観性に対する阻害要因の識別に関連する事項として、「外部の専門家が成功報酬を請求しているかどうか。請求している場合、その算定根拠」が挙げられている。

監査業務やその他の保証業務を実施する際には、成功報酬を請求することがないため、成功報酬に関する記述があることに違和感がある。

(ご意見への回答)

- 成功報酬は自己利益という阻害要因を生じさせるため、客観性に影響を与えることが考えられる。保証業務では成功報酬は禁止されているが、非保証業務では成功報酬を受け取ることもあるため、客観性に影響を与えるものとして挙げられていると考えられる。

#### ◆ 報告事項

##### 1. IESBA 6 月会議報告について

井村 IESBA ボードメンバーから、IESBA 6 月会議について説明がなされた。

##### 2. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

##### 3. 倫理宣言の周知活動について

委員長から、2025 年 6 月 25 日に公表した、「倫理宣言」を基に作成した、PC のデスクトップ画像及びスマートフォン（iPhone 用及び Android 用）の待ち受け画面について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp